

○環境省令第八号

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

環境大臣 石原 伸晃

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（第一種動物取扱業の登録の申請等）」に改め、同条第一項中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同項第四号ヲ中「除く。」の下に「以下同じ。」を加え、同号ヲ中「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第六項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（犬猫等健康安全計画の記載事項）

第二条の二 法第十条第三項第二号の環境省令で定める事項は、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示の方法とする。

第三条の見出しを「（第一種動物取扱業の登録の基準）」に改め、同条第一項第二号中「、第六号及び第九号」を「から第七号まで及び第十号」に改め、同項第三号中「、第七号及び第九号」を、「第三号、第八号及び第十号」に改め、同項第五号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条第二項第九号中「ねこ」を「猫」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 法第十二条第一項の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに第八条の基準に適合するものであること。

二 犬猫等健康安全計画が、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること。

三 犬猫等健康安全計画に定める販売の用に供することが困難になった犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生

飼養を確保するために適切なものであること。

第四条の見出しを「（第一種動物取扱業の登録の更新）」に改め、同条中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条第四項中「から第九項まで」を削る。

第五条の見出しを「（第一種動物取扱業の登録の変更の届出）」に改め、同条第一項中「法第十条第二項第四号」の下に「若しくは第三項第一号」を、「様式第六による届出書を」の下に「、犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては様式第六の二による届出書を」を加え、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

第五条に次の一項を加える。

7 法第十四条第三項の届出は、様式七の二による届出書を提出して行うものとする。

第六条の見出しを「（第一種動物取扱業の廃業等の届出）」に改める。

第七条第一号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第三号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

第八条の見出しを「（第一種動物取扱業者の遵守基準）」に改め、同条第四号中「ねこ」を「猫」に改め、同条第五号中「販売業者にあつては、」の下に「第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該」を加え、「顧客」を「当該第一種動物取扱業者」に改め、「動物取扱業者を相手方として販売をする場合にあつては」を削り、同号ト中「その他」を「その他の」に改め、同号リ中「若しくは」を「又は」に改め、同号カを次のように改める。

カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）

第八条中第十号を第十二号とし、同条第九号中「顧客による確認並びに第七号」を「第一種動物取扱業者による確認、法第二十一条の四の規定に基づく情報提供及び第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認並びに第八号」に改め、「調製し」の下に「、当該販売又は貸出しに係る顧客を明確にした上で」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、犬猫等販売業者が、法第二十二条の六第一項に基づく犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けて

いる場合は、この限りでない。

第八条第九号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあつては、当該特定動物の取引を行わないこと。

第八条第八号を同条第九号とし、第七号中「情報を」の下に「貸出先に対して」を加え、同号ホ中「その他」を「その他の」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 販売業者にあつては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。

第八条の次に次の一条を加える。

（販売に際しての情報提供の方法等）

第八条の二 法第二十一条の四の環境省令で定める動物は、哺乳類、鳥類又は爬虫類^はに属する動物とする。

2 法第二十一条の四の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 品種等の名称
- 二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- 三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- 四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- 五 適切な給餌及び給水の方法
- 六 適切な運動及び休養の方法
- 七 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- 八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- 九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法

により実施している場合を除く。）

十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

十一 性別の判定結果

十二 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生

年月日及び輸入年月日等）

十三 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）

十五 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等

十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者

からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

第十条中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第三項第三号二中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条の次に次の八条を加える。

（犬猫等の個体に関する帳簿の備付け）

第十条の二 法第二十二条の六第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該犬猫等の品種等の名称

二 当該犬猫等の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された犬猫等であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された犬猫等であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）

三 当該犬猫等の生年月日（輸入等をされた犬猫等であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

四 当該犬猫等を所有するに至った日

五 当該犬猫等を当該犬猫等販売業者に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

六 当該犬猫等の販売又は引渡しをした日

七 当該犬猫等の販売又は引渡しの手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

八 当該犬猫等の販売又は引渡しの手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況

九 当該犬猫等の販売を行った者の氏名

十 当該犬猫等の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況

十一 当該犬猫等が死亡（犬猫等販売業者が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日

十二 当該犬猫等の死亡の原因

2 法第二十二條の六第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。

3 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

4 帳簿の保存に当たつては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければならない。

（犬猫等の個体に関する届出）

第十條の三 法第二十二條の六第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十二條の六第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3 前項の期間は、新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合にあつては、登録を受けた日から登録を受けた年度の三月三十一日までの期間とする。

4 法第二十二條の六第二項第二号及び第三号の数の報告に当たつては、当該期間中の各月ごとの合計数を

報告するものとする。

（犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令）

第十条の四 法第二十二條の六第三項の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。

（第二種動物取扱業者の範囲等）

第十条の五 法第二十四條の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設（動物（次項に規定する数を超えない場合に限る。）の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。）とする。

2 法第二十四條の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 大型動物（牛、馬、豚、ダチョウ又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類若しくは鳥類に属する動物）及び特定動物の合計数 三

二 中型動物（犬、猫又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物

。ただし、大型動物は除く。）の合計数 十

三 前二号に掲げる動物以外の哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物の合計数 五十

四 第一号及び第二号に掲げる動物の合計数 十

五 第一号から第三号までに掲げる動物の合計数 五十

3 法第二十四条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 国又は地方公共団体の職員が非常災害のために必要な応急措置としての行為に伴って動物の取扱いをする場合

二 警察職員が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として動物の取扱いをする場合

三 自衛隊員が自衛隊の施設等又は部隊若しくは機関の警備に伴って動物の取扱いをする場合

四 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条、第四十三条、第四十五条若しくは第四十六条の二又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検

疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合

五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合

六 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）に基づく税関の業務に伴って動物の取扱いをする場合

七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

八 地方公共団体の職員が狂犬病予防法第六条又は第十八条の規定に基づいて犬を拘留する場合

九 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十一 国又は地方公共団体の職員が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十二 国の職員が少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第四条、婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第二条又は刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第八十四条の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

（第二種動物取扱業の届出等）

第十条の六 法第二十四条の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

二 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（チからルまでにあつては、これらの施設を設置している場合に限る。）

イ ケージ等

ロ 給水設備

ハ 消毒設備

ニ 餌の保管設備

ホ 清掃設備

ヘ 遮光のため又は風雨を遮るための設備

ト 訓練場

チ 排水設備

リ 洗浄設備

ヌ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

ル 空調設備（屋外設備を除く。）

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第二十四条の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業の開始年月日

二 飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

(第二種動物取扱業の変更の届出)

第十条の七 法第二十四条の三第一項の変更の届出は、様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 主として取り扱う動物の種類及び数の減少であつて、第十条の五第三項各号に掲げる数を下回らないもの

二 飼養施設の規模の増大であつて、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の規定による届出をしたとき(法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたときにあつては、その届出をしたとき。この号において同じ。)から通算して、法第二十四条の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

三 第十条の六第二項第二号に掲げる設備等に係る変更であつて、当該設備等の増設及び配置の変更並びに現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

3 法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは

様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

（第二種動物取扱業の廃業等の届出）

第十条の八 法第二十四条の四において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

（第二種動物取扱業者の遵守基準）

第十条の九 法第二十四条の四において準用する法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 譲渡業者（届出をして譲渡業を行う者をいう。以下同じ。）にあつては、譲渡しをしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、譲渡しに当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を譲渡先に対して説明すること。

イ 品種等の名称

ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ハ 適切な給餌及び給水の方法

ニ 適切な運動及び休養の方法

ホ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

二 譲渡業者にあつては、譲渡しに当たつて、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を経済動物の譲渡先に交付すること。また、当該動物を譲渡した者から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

三 届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、貸出しに当たつて、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

イ 品種等の名称

ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ハ 適切な給餌及び給水の方法

二 適切な運動及び休養の方法

ホ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

四 前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。

第十一条の見出しを「（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る立入検査の身分証明書）」に改め、同条中「法第二十四条第二項」の下に「（法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

（虐待のおそれがある事態）

第十二条の二 法第二十五条第三項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。

二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により

臭気が継続して発生していること。

三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。

四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。

五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。

六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

第十三条第三号中「（昭和二十九年法律第百六十二号）」を削り、同条第四号中「（昭和二十五年法律第二百四十七号）」、「（昭和二十六年法律第百六十六号）」及び「（平成十年法律第百十四号）」を削り、同条第六号中「（昭和二十九年法律第六十一号）」を削り、同条第八号中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、同条第九号中「（平成十四年法律第八十八号）」を削り、同条第十二号を削る。

第十五条第二項に次の二号を加える。

四 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類（第四項第三号の管理責任者以外に特定動

物の飼養又は保管を行う者がいる場合に限る。）

五 特定飼養施設の保守点検に係る計画

第十五条第四項中「法第二十六条第二項第七号」を「法第二十六条第二項第八号」に改め、同項第三号中「主な取扱者」を「管理責任者」に改める。

第十七条に次の一号を加える。

三 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置が、次のいずれかに該当すること。

イ 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保

ロ 殺処分（イを行うことが困難な場合であつて、自らの責任においてこれを行う場合に限る。）

第十八条第一項中「都道府県知事に」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第二十八条第一項の環境省令で定める軽微な変更は、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置の変更であつて、前条第三号ロに掲げる措置から同号イに掲げる措置への変更とする。

第十九条第一項第二号中「主な取扱者」を「管理責任者」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第二十一条の二 法第三十五条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合

二 引取りを繰り返し求められた場合

三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であつて、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合

四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合

五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合

六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合

七 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がな

いと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

別表中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

様式第一を次のように改める。

様式第 1 (第 2 条第 1 項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第一種動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の申請をします。

記

1 事業所の名称			
2 事業所の所在地		電話番号	
3 動物取扱責任者		(1)氏名	
		(2)要件	☐ 実務経験 (年、経験場所：) ☐ 教 育 (教育機関等：) ☐ 資 格 (団体等：)
4 第一種動物取扱業の種別		☐ 販売 / ☐ 保管 / ☐ 貸出し / ☐ 訓練 / ☐ 展示 ☐ その他 () (飼養施設の有無： ☐ 有 ☐ 無)	
5 業務 の 内 容 及 び 実 施 の 方 法	(1)業務の具 体的内容		
	(2)実 施 の 方 法	別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)	
6 主として 取り扱 う動物の 種類及び 数	(1)哺乳類		
	(2)鳥 類		
	(3)爬虫類		
7 飼 養 施 設 (施設を有する場合)	(1)所 在 地		
	(2)構 造 及 び 材 質	①建 築 構 造	☐ 木造 / ☐ 木造モルタル造 / ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 / ☐ 鉄筋コンクリート造 / ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他 ()
		②延 床 面 積	m ²
		③敷 地 面 積	m ²
		④ 床 面 壁 面	
	⑤設備の種類	☐ ケージ等 (個) ☐ 照明設備 / ☐ 給水設備 / ☐ 排水設備 / ☐ 洗浄設備 / ☐ 消毒設備 / ☐ 廃棄物の集積設備 / ☐ 動物の死体の一時保管場所 / ☐ 餌の保管設備 / ☐ 清掃設備 / ☐ 空調設備 / ☐ 遮光等の設備 / ☐ 訓練場	
(3)管 理 の 方 法			

8 営業の開始年月日		年 月 日 (これまでの営業年数： 年)	
9 権原の有無	①事業所	☐ 有 ☐ 無	
	②飼養施設	☐ 有 ☐ 無	
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）		(1)氏名	
		(2)要件	☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教 育（教育機関等： ） ☐ 資 格（団体等： ）
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員		(1)氏名	
		(2)要件	☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教 育（教育機関等： ） ☐ 資 格（団体等： ）
12 営 業 時 間		時から 時までの間	
13 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画		別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）	
14 添 付 書 類		☐ 登記事項証明書／ ☐ 申請者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ ☐ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ ☐ 業務の実施の方法／ ☐ 飼養施設の平面図／ ☐ 飼養施設の付近の見取図／ ☐ 役員の氏名及び住所／ ☐ 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） ☐ その他（ ）	
15 備 考			

備 考

- 1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。
- 2 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」の欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 8 「15備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号又は第6号に掲げる事項に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - (3) 事業所に配置される職員の最低数
 - (4) 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
 - (5) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 9 この様式による登録の申請は、動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 10 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第一別記を次のように改める。

様式第 1 別記

年 月 日

第一種動物取扱業の実施の方法

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電 話 番 号

第一種動物取扱業の種別

☐ 販売業☐ 貸出業

項 目	実 施 方 法
1 販売に供する動物の 生育段階	☐ 哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売（ただし、犬又は猫については、出生後 45 日を経過した犬又は猫を販売） ☐ その他（ ）
2 販売又は貸出しをしようとする動物の状態	☐ 飼育環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出し ☐ その他（ ）
3 販売又は貸出しをしようとする動物の健康状態の確認の方法	☐ 2 日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出し ☐ その他（ ）
4 販売をしようとする動物の現在の状況を見せること並びに対面による当該動物の適正な飼養又は保管に必要な情報の提供及び顧客による確認方法	☐ 販売の契約に当たって、あらかじめ、当該販売に係る動物の現在の状況を直接見せるとともに、裏面①に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して対面により書面又は電磁的記録を用いて説明するとともに、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を実施（第一種動物取扱業者を相手方とする販売の場合は、一部の情報について必要に応じて説明） ☐ その他（ ）
5 動物の治療、ワクチン接種等に係る証明書の交付の方法	☐ 販売の契約に当たって、飼養・保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付 ☐ 販売の契約に当たって、動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合に、これを顧客に交付 ☐ その他（ ）
6 貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法	☐ 貸出しの契約に当たって、あらかじめ、裏面②に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を提供 ☐ その他（ ）
7 4 の販売に係る契約時の情報提供及び顧客による確認並びに 6 の貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況に係る記録台帳の保管の方法	☐ 5 年間保管 ☐ 犬猫等の個体に関する帳簿に記載 ☐ その他（ ）
備 考	

備 考

- 1 「その他」の場合は、内容を詳細に記入すること。
- 2 この書類の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

- ① イ 品種等の名称
ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
ホ 適切な給餌及び給水の方法
ヘ 適切な運動及び休養の方法
ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
ル 性別の判定結果
ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
コ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
ソ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- ② イ 品種等の名称
ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
ハ 適切な給餌及び給水の方法
ニ 適切な運動及び休養の方法
ホ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
ト 性別の判定結果
チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
リ 当該動物のワクチンの接種状況
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

様式第一別記の次に次の様式を加える。

様式第 1 別記 2

年 月 日

犬猫等健康安全計画

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電 話 番 号

犬猫等の繁殖を行うかどうか ☐ 繁殖を行う ☐ 繁殖を行わない

項 目	計 画 の 内 容
1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	
3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	

備 考 この書類の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第二中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

様式第三中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

様式第四を次のように改める。

様式第4（第4条第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第一種動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、
下記のとおり第一種動物取扱業の登録の更新の申請をします。

記

1 事業所の名称				
2 事業所の所在地		電話番号		
3 動物取扱責任者		(1)氏名		
		(2)要件	☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教 育（教育機関等： ） ☐ 資 格（団体等： ）	
4 第一種動物取扱業の種別		☐ 販売／ ☐ 保管／ ☐ 貸出し／ ☐ 訓練／ ☐ 展示／ その他（ ） (飼養施設の有無： ☐ 有 ☐ 無)		
5 業務 の 内 容 及 び 実 施 の 方 法	(1)業務の具 体的内容			
	(2)実 施 の 方 法	様式第1別記のとおり（販売及び貸出しの場合に限る。）		
6 主とし て取り扱 う動物の 種類及び 数	(1)哺乳類			
	(2)鳥 類			
	(3)爬虫類			
7 飼養施設 (施設を有する場合)	(1)所 在 地			
	(2)構 造 及 び 材 質	①建 築 構 造	☐ 木造／ ☐ 木造モルタル造／ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造／ ☐ 鉄 筋コンクリート造／ ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他（ ）	
		②延 床 面 積	m ²	
		③敷 地 面 積	m ²	
		④ 床 面 壁 面		
	(3)管 理 の 方 法	⑤設 備 の 種 類	☐ ケージ等（ 個） ☐ 照明設備／ ☐ 給水設備／ ☐ 排水設備／ ☐ 洗浄設備／ ☐ 消毒設 備／ ☐ 廃棄物の集積設備／ ☐ 動物の死体の一時保管場所／ ☐ 餌 の保管設備／ ☐ 清掃設備／ ☐ 空調設備／ ☐ 遮光等の設備／ ☐ 訓 練場	

8 営業の開始年月日		年 月 日 (これまでの営業年数： 年)	
9 権原の有無	①事業所	☐ 有	☐ 無
	②飼養施設	☐ 有	☐ 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）		(1)氏名	
		(2)要件	☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教 育（教育機関等： ） ☐ 資 格（団体等： ）
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員		(1)氏名	
		(2)要件	☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教 育（教育機関等： ） ☐ 資 格（団体等： ）
12 営 業 時 間		時から 時までの間	
13 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画		様式第1別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）	
14 添 付 書 類		☐ 登記事項証明書／ ☐ 申請者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ ☐ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ ☐ 業務の実施の方法／ ☐ 飼養施設の平面図／ ☐ 飼養施設の付近の見取図／ ☐ 役員の氏名及び住所／ ☐ 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） ☐ その他（ ）	
15 備 考			

備 考

- 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。
- 「5(1)業務の具体的内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について様式第1別記により明らかにした書類を添付すること。
- 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等の該当欄にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」の欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 「14 添付書類」欄には、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。
- 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - 動物の愛護管理に関する法律第12条第1項第5号又は第6号に掲げる事項に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - 事業所に配置される職員の最低数
 - この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- この様式による登録の申請は、動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第五中「棄置の方法」の下に「（繁殖を行うかどうかの別を命ぜ。）」を加え、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

様式第六の次に次の様式を加える。

様式第6の2（第5条第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

犬猫等販売業開始届出書

犬猫等販売業を開始するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	犬猫等の繁殖を行うかどうか	☐ 繁殖を行う ☐ 繁殖を行わない
6 犬猫等健康安全計画	(1) 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
	(2) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	
	(3) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	
7	営業開始予定年月日	年 月 日
8	備考	

備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

「営業時間」を
様式第七中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「営業時間」を
に、「法
犬猫等健康安全計画」

第12条第1項第1号から第5号まで」を「法第12条第1項第1号から第6号まで」に改め、様式第七の次に
次の様式を加える。

様式第7の2（第5条第7項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
住 所 〒
電話番号

犬 猫 等 販 売 業 廃 止 届 出 書

犬猫等販売業を廃止したので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業者の氏名又は名称	
6 廃止した年月日	年 月 日
7 備 考	

備 考

- 1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 2 この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 第一種動物取扱業を廃止した場合には、廃業等届出書を提出すること。

様式第八及び第九中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

様式第十中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

様式第十一を次のように改める。

様式第11（第8条第10号関係）

販売時における説明及び確認（貸出時における情報提供）実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別

☐ 販売

☐ 貸出し

年月日	取引の相手方	取引内容	販 売			貸出し	説明等実施者
			現物確認	対面説明	顧客確認	情報提供	
	(氏名) (住所) (登録番号)	(種類) (数)	済・否	済・否	済・否	済・否	

備 考

- 1 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者である場合に登録番号を記入すること。
- 2 「現物確認」及び「対面説明」欄については、動物の愛護及び管理に関する法律第21条の4に基づく販売に係る動物の現在の状態を見せること及び対面による情報提供を実施した場合に「済」を○で囲むこと。また、これらを実施しなかった場合には「否」を○で囲むこと。
- 3 「情報提供」欄については、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第8号に基づく情報提供を実施した場合に「済」を○で囲むこと。また、これを実施しなかった場合には「否」を○で囲むこと。
- 4 「説明等実施者」欄には、実施者が複数いる場合には、複数の実施者名を記入すること。

様式第十一の次に次の八様式を加える。

様式第11の2（第10条の3第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

犬猫等販売業者定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地							
3 登録年月日	年 月 日						
4 登録番号							
5 年度当初に所有していた犬及び猫の合計数	犬： 頭、猫： 頭						
6 年度中に新たに所有するに至った犬及び猫の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
7 年度中に販売若しくは引渡しをした犬及び猫の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
8 年度中に死亡の事実が生じた犬及び猫の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
9 年度末に所有していた犬及び猫の合計数	犬： 頭、猫： 頭						
10 備考							

備 考

- 1 年度途中に登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6から8までについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。
- 2 平成25年9月1日現在で、既に動物取扱業の登録を受けている者は、平成25年度に係る報告については、5については平成25年9月1日時点の頭数、6から8までについては平成25年9月以降の月ごとの合計数を記載すること。
- 3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「10 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 4 この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第11の3（第10条の4関係）

年 月 日

（犬猫等販売業者名） 殿

都道府県知事・市長名

検案書等提出命令

動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第3項に基づき、以下の書類の提出を命じます。

提出書類：指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬及び猫の検案書又は死亡診断書（ただし、指定期間内に所有する犬又は猫に死亡の事実が発生した場合に限り、獣医師による診療中に死亡した犬及び猫を除く。）

指定期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

提出期日： 年 月 日

提出場所：

様式第11の4（第10条の6第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第 二 種 動 物 取 扱 業 届 出 書

動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の規定に基づき、下記のとおり第二種動物取扱業を届け出ます。

記

1 飼養施設の所在地		電話番号		
2 第二種動物取扱業の種別		☐ 譲渡し／ ☐ 保管／ ☐ 貸出し／ ☐ 訓練／ ☐ 展示 ☐ その他（ ）		
3 業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容			
	(2)実施の方法	別記のとおり（譲渡し及び貸出しの場合に限る。）		
4 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類			
	(2)鳥 類			
	(3)爬虫類			
5 飼養施設及び規模	(1)構 造	①建 築 構 造	☐ 木造／ ☐ 木造モルタル造／ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造／ ☐ 鉄筋コンクリート造／ ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他（ ）	
		②延 床 面 積	m ²	
		③敷 地 面 積	m ²	
		④ 材 質	床 面	
			壁 面	
	⑤設備の種類	☐ ケージ等（ ）個 ☐ 給水設備／ ☐ 消毒設備／ ☐ 餌の保管設備／ ☐ 清掃設備／ ☐ 遮光等の設備／ ☐ 訓練場／ ☐ 排水設備／ ☐ 洗浄設備／ ☐ 廃棄物の集積設備／ ☐ 空調設備		
(2)管 理 の 方 法				
6 事業の開始年月日		年 月 日 （これまでの事業年数： 年）		
7 権原の有無	①事業所	☐ 有 ☐ 無		
	②飼養施設	☐ 有 ☐ 無		

第二種動物取扱業の実施の方法

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電 話 番 号

第二種動物取扱業の種別

☐ 譲渡業

☐ 貸出業

項 目	実 施 方 法
1 譲渡しようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法	☐ 譲渡しに当たって、あらかじめ、譲渡しようとする動物の品種等の名称、飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模、適切な給餌及び給水の方法、適切な運動及び休養の方法及び遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容を譲渡先に対して説明 ☐ その他 ()
2 動物の治療、ワクチン接種等に係る証明書の交付の方法	☐ 譲渡しに当たって、飼養・保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付 ☐ 譲渡しに当たって、当該動物を譲渡した者から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これを顧客に交付 ☐ その他 ()
3 貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法	☐ 貸出しに当たって、あらかじめ、貸出しをしようとする動物の品種等の名称、飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模、適切な給餌及び給水の方法、適切な運動及び休養の方法及び遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容に関する情報を提供 ☐ その他 ()
備 考	

備 考

- 1 「その他」の場合は、内容を詳細に記入すること。
- 2 譲渡業の場合は1及び2を、貸出業の場合は3を記入すること。
- 3 この書類の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第11の5（第10条の7第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市長

届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第二種動物取扱業変更届出書

第二種動物取扱業の種別
事業の内容及び実施の方法
主として取り扱う動物の種類及び数
飼養施設の構造及び規模
飼養施設の管理の方法

を変更するので、

動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記	
1 第二種動物取扱業の届出をした年月日	年 月 日
2 第二種動物取扱業の種別	☐ 譲渡し ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他 ()
3 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
4 変更予定年月日	年 月 日
5 変更理由	
6 添付書類	☐ 登記事項証明書／ ☐ 飼養施設の平面図／ ☐ 飼養施設の付近の見取図 ☐ その他 ()
7 備考	

- 備考
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
 - この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第11の6（第10条の7第3項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第 二 種 動 物 取 扱 業 変 更 届 出 書

〔氏名・名称・住所・代表者氏名
飼養施設の所在地〕 を変更したので、動物の愛護及び管理に関する法律

第24条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 第二種動物取扱業の届出をした年月日	年 月 日				
2 第二種動物取扱業の種別	☐ 譲渡し ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他 ()				
3 変更内容	(1)変更前				
	(2)変更後				
4 変 更 年 月 日	年 月 日				
5 変 更 理 由					
6 添 付 書 類	☐ 登記事項証明書／ ☐ その他 ()				
7 備 考					

- 備 考
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
 - この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第11の7（第10条の7第3項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
住 所 〒
電話番号

飼 養 施 設 廃 止 届 出 書

飼養施設を廃止したので、動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第2項の規定に基づき、
下記のとおり届け出ます。

記

1	飼養施設の所在地	
2	第二種動物取扱業の 届出をした年月日	年 月 日
3	第二種動物取扱業者 の氏名又は名称	
4	廃止年月日	年 月 日
5	備 考	

備 考

- 1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 2 この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第11の8（第10条の8 関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
住 所 〒
電話番号

廃 業 等 届 出 書

（第二種動物取扱業者が死亡
法人が合併により消滅
法人が破産手続開始の決定により解散
法人が上記以外の理由により解散

したので、動物の愛護及び管理に関する法律第24条の4

において準用する同法第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 飼養施設の所在地	
2 第二種動物取扱業の届出をした年月日	年 月 日
3 第二種動物取扱業者の氏名又は名称	
4 廃業等年月日	年 月 日
5 備 考	

備 考

- 1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 2 この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第十二を次のように改める。

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条第一項（第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する立入検査を行う職員である。

（ 表 面 ）

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名

年 月 日発行

都道府県知事（市長）

印

備考 この用紙は、日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

動物の愛護及び管理に関する法律抜粋

(第一種動物取扱業の登録)

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項、第十二条第一項第六号及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第四項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

2・3 (省略)

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場合ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一七 (省略)

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (省略)

三 第二十四条第一項（第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 (省略)

様式第十四を次のように改める。

都道府県知事 市長 殿

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

動物の愛護及び管理に関する法律第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり許可の申請をします。

1 特定動物の種類及び数		(1)種類			
		(2)数			
		(3)実際に飼養又は保管をしようとする数			
2 飼養又は保管の目的		☐ 愛がん ☐ 販売 ☐ 展示 ☐ 試験研究等 ☐ その他 ()			
3 特定飼養施設の所在地					
4 特定飼養施設の構造及び規模		(1)構造		☐ おり型施設等 ☐ 擁壁式施設等 ☐ 移動用施設 ☐ 水槽型施設等 ☐ その他 ()	
		材 質			
		(2)規模			
5 飼養又は保管の方法		(1)特定飼養施設の点検方法		具体的な方法については、別に保守点検計画を添付すること。	
		(2)飼養又は保管が困難となった場合の対処方法			
		(3)運搬時の逸走防止措置			
6 その他	(1)現在の飼養又は保管の状況	①飼養又は保管をしている数		②動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第20条第3号に規定する措置内容	
	(2)管理責任者	①管理責任者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者以外 (申請者以外の場合は②～④を記入)		
		②氏名			
		③住所		④電話番号	
7 役員の氏名及び住所					
8 添付書類等		☐ 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面／ ☐ 特定飼養施設の写真／ ☐ 特定飼養施設の付近の見取図／ ☐ 申請者が動物の愛護及び管理に関する法律第27条第1項第2号イからハマでに該当しないことを説明する書類／ ☐ 獣医師又は行政機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書／ ☐ 脚環の識別番号に係る証明書／ ☐ 脚環の装着状況を撮影した写真／ ☐ 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類／ ☐ 特定飼養施設の保守点検に係る計画 ☐ その他 ()			
9 飼養保管開始予定年月日		年 月 日			
10 現に受けている許可		(1)番号		(2)許可年月日	
		(3)有効期間の末日		年 月 日	
11 備 考					

備 考

- 1 「1 (2)数」欄には、飼養施設において飼養又は保管をする特定動物の最大数を記入すること。
「1 (3)実際に飼養又は保管をしようとする数」欄には、当面実際に飼養又は保管をしようとする特定動物の数を記入すること。
- 2 「6 (1)現在の飼養又は保管の状況」欄は、申請に係る特定動物を申請時に現に飼養又は保管をしている場合に記入すること。この欄に記入できない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 3 「7 役員の氏名及び住所」欄には、申請者が法人の場合に記入すること。この欄に記入できない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 4 申請に係る特定動物に入れ墨等により識別措置を実施する場合は、「8 添付書類等」欄において「その他」にチェックし、括弧内に入れ墨等による識別措置を実施する旨を記入した上で、その実施方法について記入した書類を添付すること。
- 5 「10 現に受けている許可」欄には、飼養又は保管の許可を受けて特定動物を飼養又は保管している場合であって、当該許可の有効期間内に同一特定飼養施設における同一特定動物に係る許可の申請をする場合に記入すること。
- 6 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 7 この申請書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第十八中「特定動物の飼養又は保管の方法」を

「特定動物の飼養又は保管の方法

特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置

に改める。

」

様式第十九中「特定動物の主な取扱者」を

「特定動物の管理責任者

に、」

特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置」

主な取扱者」を「管理責任者」に改める

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第十条の登録を受けている者のうち同条第三項の犬猫等販売業を営んで

いる者にあつては、第十条の三第二項の期間は、平成二十五年度においては、平成二十五年九月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間とする。

第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）様式第九により掲示されている標識及び同規則様式第十により掲示されている識別章は、法第十八条の規定により掲げられた標識とみなす。

第四条 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）附則第三条第二項の届出は、附則様式による届出書を提出して行うものとする。

第五条 この省令の施行の際旧規則の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則様式（附則第4条関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

犬猫等販売業営業届

犬猫等販売業を営んでいるので、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	犬又は猫の繁殖を行うかどうか	☐ 繁殖を行う ☐ 繁殖を行わない
6	犬等健康安全計画 (1) 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
	(2) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	
	(3) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	
7	備考	

- 備考
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
 - この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。